

## 更生訓練費支給事業に係るQ&A

Q1. 平成23年8月1日以降に申請する、平成23年6月提供分以前の更生訓練費支給申請は領収書等の添付が必要か。

A1. 必要となります。原則として、更生訓練費の支給申請はサービス利用月の翌月15日までに行うこととなっておりますが、やむを得ない事由により遡及申請が認められる場合は、領収書等の添付が必要となります。

Q2. 対象経費として支払ったことが確認できる領収書等とは、レシートでも構わないか。

A2. 購入商品が確認できるレシートであれば、レシートによる添付も可能です。

Q3. 公共交通機関を利用した際に領収書等は発行されないが、交通費として支払ったことはどのように確認するのか。

A3. 交通費に係る添付資料として、参考に明細書を作成しましたので、必要事項を記載していただき申請書に添付していただきますようお願いいたします。

Q4. 訓練に係る経費として認められるものとは、具体的にどのようなものか。

A5. 施設での訓練において必要となるものであり、それがあつて訓練を効率よく、又は効果的に受けることができるかが基準となります。また、施設外訓練においても、交通費や店舗利用料等、訓練を受けるのに必要となる経費が含まれます。【訓練に係る経費として認められるもの（参考例）を参照】

Q6. グループで訓練を行う際に必要となる消耗品等を、利用者複数名でまとめて購入した場合等は、どのように申請すれば良いか。[H23.8.1追加]

A6. 購入商品が確認できる領収書等に記載されている金額を共同で購入した

人数で割って得た額を、領収書等（写しで可）の余白部分に『内〇〇円』と記載し、その領収書等を申請書に添付してください。

**Q 7. 施設を利用するにあたり必要となる作業着等の購入費は、訓練に係る経費として認められるか。[H23. 8. 1 追加]**

A 7. 原則として認められません。【訓練に係る経費として認められるもの（参考例）】にあるように、「訓練に必要となる消耗品（※定期的かつ頻回の購入が必要となってくるもの）」が対象となりますので、施設を利用するにあたり必要となるもの（作業着、シューズ、ウインドブレーカー、白衣等）は対象外となります。

**Q 8. 電車・バスの利用者で定期を購入しているときの申請方法は。[R4. 4. 1 追加]**

A 8. 交通費の明細書に定期券を利用していることが分かるように記載していただき、定期券の写しを添付してください。（※定期券を利用しない場合の通所にかかる経費と当該申請月分の定期券の金額のうち、いずれか低い方の金額が支給決定額となります。）